

農地再生山水一通信



発行: 福島県耕作放棄地対策協議会 編集: 福島県農村振興課 TEL024-521-7415 FAX 024-521-7545

所有者不明農地(相続未登記農地)の活用について

所有者不明農地(相続未登記農地)について

農地の所有者(登記名義人)が死亡した際、基本的にその農地は相続人全員の共有となり、登記をせずに相続が繰り返されると、共有者がどんどん増えていき、やがて所有者不明農地(相続未登記農地)となってしまいます。

このような農地を第三者に貸し付けようとする場合、相続人(共有者)を特定し、同意を得る必要がありますが、探索の結果、農地の所有者や共有者が判明しなくても、農地中間管理機構を介して農地の利用権を設定することが可能です。

※令和5年3月現在、県内3市町村で制度が活用されています。

所有者不明農地(相続未登記農地)活用の流れ

所有者が1人も判明しない農地 (農地法による手続き)



- ※公示前に、農業委員会から農地バンクへ事前協議を行ってください。
- ※共有者が1人以上判明している農地の場合は、「農地バンク法」により利用権を設定します。
- ※詳細は、各農林事務所農業振興普及部にお問合せください。

非農地判断の徹底について

非農地判断とは

非農地判断とは、利用状況調査(農地パトロール)にて「再生利用が困難な農地(B分類)」となった農地を農地に該当しないと判断し、農地台帳から削除することです。

農地としての利用見込みがない再生利用が困難な農地をそのままにしてしまうと、農地台帳の正確性の確保や農業委員会の適正な業務執行の妨げになってしまうため、適切な非農地判断の実施が必要です。

再生利用が困難な農地となった場合は、農地所有者への「非農地通知」の発出と登記簿地目の変更 登記の徹底をお願いします。

非農地判断の流れ



非農地判断における職権登記の活用

地目変更登記は基本的に所有者が申請することとされていますが、農業委員会から非農地通知を受けた所有者が当該申請を行っていない事例が多くあります。

そこで、地方税法第381号第7条の規定に基づき、市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申請を行い、法務局が地目変更登記を行うことが可能です。

※当該事例の活用を検討するに当たっては、固定資産課税部局及び法務局と十分な協議を行ってください。

金山町の遊休農地発生防止事例を紹介します!

~地域住民が力を合わせて農地をコスモス畑に~



農地の概要	4,212m²	地目	田
活用した支援策	金山町みんなの只見線応援事業補助金	支援内容	コスモスの種子、花苗、プランター 等の購入
取組のきっかけ	当該農地は令和3年まで耕作が行われていましたが、令和4年から借受者が耕作をしないこととなり、所有者に返還されました。しかし、高齢で自分で耕作することもできないことから、農地が荒廃することが懸念されました。所有者から相談を受けた農業委員は、適当な借受者が見つからないため、農地が只見線会津越川駅のすぐ近くで、JR只見線前線再開も予定されていたこともあり、コスモスによる保全的利用を進めていくこととなりました。		
取組の内容	令和4年6月下旬から、取組者である地区の団体や農業委員会が地域住民に声がけを行い、 参加した約15名~20名と共に、農地の耕起や播種、再開通前の草刈り等の実施や駅周辺に 花を植えたプランターの設置を行いました。		
取組の効果	地域住民が協力し合うことで、遊休農地の発生を防止することができました。 また、秋にはコスモスが咲きほこり、JR只見線運転再開に花を添えることができるとともに 地域住民が協力して作業を行うことで、地域コミュニティを強化することができました。 農地の保全管理の取組みを継続し、車窓からコスモス畑を楽しんでいただきたいです。		







作業前の農地

作業中(コスモスの播種)

作業後(コスモスと只見線)

遊休農地等の再生利用のための事業を紹介します

避休辰地寺の冉王利用のための事業を紹介しまり

◆最適土地利用総合対策

○地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の 策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、

国事業

- 粗放的な土地利用等を総合的に支援
- ○農地中間管理機構が農地の集積に合わせて実施する遊休農地の解消
- ◆多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業 ○地域・集落の共同活動で遊休農地の発生防止、解消 を実施
- ◆基盤整備事業(各種)
 - ○農地整備等と併せて荒廃農地の解消を実施
 - ・大規模(5ha以上)な基盤整備の実施
- ◆農地耕作条件改善事業
- ○担い手に農地集積を図るため、荒廃農地の解消・発 生防止のための簡易な整備を実施

県事業 ◆遊休農地等再生対策支援事業

○市町村が施策する再生利用計画に基づき、作物生 産等を再開するために行う遊休農地の再生作業等の 取組を実施

【内容】

- ・草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根などの障害物除去、 深耕、整地作業
- ・条件改善整備のための暗きょ排水、客土等の費用補助【要件等】
- ・事業費が10a当たり3万円以上の経費を要し、かつ 200万円未満等
- ・再生した農地を利用権設定等により5年間以上耕作を 継続すること
- ・遊休農用地等の解消を目的とした国及び県の補助対象とならない農地等



令和4年は11年ぶりに只見線が全線開通になりましたね。コロナウイルス感染症による行動制限やマスクの着用も緩和されたので、今年は只見線に乗って奥会津の食や景色を堪能したいと思っている今日この頃です。 ※今後、「農地再生レインボー通信」の配信を希望される方は、nosonshinko@pref.fukushima.lg.jpまでご連絡ください。